



県章

山形県公報

平成27年6月16日(火)

第2655号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……815
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(林業振興課) ……816
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止……………(建築住宅課) ……817

公 告

- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……同
- 同……………(空港港湾課) ……818

告 示

山形県告示第576号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年5月27日から適用する。
- 2 平成27年5月27日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第577号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年5月27日から適用する。
- 2 平成27年5月27日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
村山市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上山市・村山市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年 6月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成27年 6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 戸沢大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字古口字板敷557番 2 から 同 三ツ沢555番まで	旧	28.0 <small>メートル</small> } 11.0	<small>メートル</small> 56
同 上	新	18.0 <small>メートル</small> } 11.0	同 上

山形県告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の13第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を次のとおり許可した。

平成27年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
公益財団法人日本住宅・木材技術センター
東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 2 構造計算適合性判定の業務の廃止の日
平成27年5月31日

公 告

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 最上川ふるさと総合公園
 - (2) 所在地 寒河江市大字寒河江及び柴橋地内
- 2 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
 - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手續を行っていないこと。
 - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成27年6月16日（火）から同年7月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

- イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
- ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当
郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237(86)8127
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年7月22日（水）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 庄内空港緩衝緑地
- (2) 所在地 鶴岡市茨新田及び酒田市浜中地内

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 法人等の代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成27年6月16日（火）から同年7月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成27年7月6日（月）から同月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月28日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成27年 6月16日印刷
平成27年 6月16日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056